砺波市庄川農村環境改善センターの使用料金の見直しについて

●使用料金の見直し時期
　令和9年4月1日から新料金になります。

区分		旧料金	新料金
農産加工兼調理実習室	9～12時	1,260円	1,800円
	12～17時	2,100円	3,100円
	17～22時	2,100円	3,100円
	9～17時	新　設	4,500円
	12～22時	新　設	5,600円
	9～22時	新　設	6,500円
和室研修室	9～12時	940円	1,400円
	12～17時	1,570円	2,300円
	17～22時	1,570円	2,300円
	9～17時	新　設	3,300円
	12～22時	新　設	4,200円
	9～22時	新　設	4,800円
会議室	9～12時	1,260円	1,500円
	12～17時	2,100円	2,500円
	17～22時	2,100円	2,500円
	9～17時	新　設	3,600円
	12～22時	新　設	4,500円
	9～22時	新　設	5,300円
農事研修室	9～12時	1,260円	1,800円
	12～17時	2,100円	3,100円
	17～22時	2,100円	3,100円
	9～17時	新　設	4,500円
	12～22時	新　設	5,600円
	9～22時	新　設	6,500円
営農相談室	9～12時	630円	700円
	12～17時	1,050円	1,200円
	17～22時	1,050円	1,200円
	9～17時	新　設	1,700円
	12～22時	新　設	2,200円
	9～22時	新　設	2,500円
多目的ホール	9～12時	1,890円	2,800円
	12～17時	3,140円	4,700円
	17～22時	3,140円	4,700円
	9～17時	新　設	6,700円
	12～22時	新　設	8,400円
	9～22時	新　設	9,800円

備考
1　承認を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の使用料の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、当該利用の直近の時間帯の使用料に100分の30を乗じて得た額とする。
2　営利目的で利用する場合は、この表に掲げる金額に100分の100を乗じて得た額を加算する。
3　冷暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）を加算する。